

入札等に関する質問に対する回答

No.	質 問	回 答
1	入札公告においてJV代表者の主任技術者又は監理技術者の要件が「30t以上の廃棄物焼却炉の解体工事の施工経験」となっておりますが、「10t×3基+15t×1基=45tの廃棄物焼却炉」の実績で技術者要件は満たしますでしょうか。	焼却施設の一件の許可上の処理能力が、日量30t以上であれば技術者要件を満たします。
2	発注仕様書第2章第2節13にアスベスト及びPCBの事前調査についての記載があります。 今回工事において解体する焼却施設にアスベストが確認された場合、その処理に係る工事については設計変更の対象として考えてよろしいでしょうか。	仰せのとおりです。
3	入札参加申請書に添付する特定共同企業体協定書の質問です。 1-30 別添JV協定書(例文)では特定共同企業体協定書の締結者は代表者となっておりますが、様式第4号委任状の委任事項で、特定共同企業体の結成に係る一切の権限は、代表者から代理人に委任されております。 つきましては、特定共同企業体協定書の締結者は代理人と考えてよろしいでしょうか。	仰せのとおりです。
4	工事費内訳書(総括)(様式第7号)において、商号・名称は注2により特定共同企業体名称を明記することになっております。 商号・名称に〇〇建設(株)・〇〇建設(株)特定共同企業体と記載し、印に使用する印鑑は構成員(代表者)としてよろしいでしょうか。	商号・名称は特定共同企業体の名称を記載願います。 また、工事費内訳書(総括)には特定共同企業体の構成員(代表者)の代表者印を押印願います。
5	資格審査時の提出書類についての質問です。入札参加資格確認調査(様式第8号)及び配置技術者の専任制に関する誓約書(附属様式)の提出者は、代表者と考えてよろしいでしょうか。	特定共同企業体の構成員ごとにそれぞれの代表者となります。
6	資格審査時の提出書類の内訳書に関する質問です。入札説明書5(1)に工事費内訳書の様式は任意とし、記載内容はJV名称とすることになっております。 構成員(代表者)、構成員(非代表者)のそれぞれの押印は必要でしょうか。	構成員(代表者)の代表者印のみ押印願います。
7	入札条件の3「失格基準」(1)～(3)は、調査基準価格に満たない価格での入札があった場合に適用され、調査基準価格を上回る入札の場合は適用されないと考えてよろしいでしょうか。	別紙「入札条件」の3「失格基準」についてですが、 (1)失格基準価格による判定 調査基準価格に満たない価格での入札があった場合に適用されますが、入札者(予定価格を超過して入札した者を除く。)が5者未満の場合は適用しません。 (2)数値的判断による判定基準 調査基準価格に満たない価格での入札があった場合、調査基準価格に満たない価格での入札者に対し適用します。 調査基準価格以上の価格での入札者に対しては適用しません。 (3)調査による失格基準 調査基準価格に満たない価格での入札者に対し、(2)による判定を行った結果、失格とならなかった者に対し適用します。

入札等に関する質問に対する回答

No.	質 問	回 答
8	調査基準価格の算出において、岩手県「低入札価格調査制度に関する事務処理要領(総務第1100号)」の第3(調査基準価格の設定)の、「予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。」に則って設定されている考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	本工事は特定調達契約の対象工事ではありません。岩手県の「低入札価格調査制度に関する事務処理要領(総務第1100号)」第3第2項が適用されます。
9	積算における経費計算は環境省の「循環型社会形成推進交付金」と国土交通省の「公共建築工事共通積算基準」のどちらでしょうか。ご教示願います。	平成29年度水道施設整備費国庫補助事業に係る請負工事標準歩掛(工種区分は構造物工事(浄水場等))としています。
10	積算における経費計算の工種は「公共建築工事共通積算基準の改修建築工事」で宜しいでしょうか。ご教示願います。	質問No.9の回答を参照願います。
11	積算における経費計算の経費率の枠ですが、「上限」「中間」「下限」のどちらで考えれば宜しいでしょうか。ご教示願います。	質問No.9の回答を参照願います。
12	入札公告において10「入札の方法」(2)で「…封筒に入れて封かんすること…」となっており、封をするだけでよろしいのでしょうか。封印が必要な場合は「代表者の印」、「様式第5号 委任状の代理人使用印」のいずれでしょうかご教示ください。	入札書は、封のほか封印(様式第5号「委任状」で委任された代理人使用印を押印)願います。
13	入札条件5「配置技術者の増員について」の質問です。JV代表者の増員配置技術者は、入札公告表-1のJV代表者の主任技術者又は監理技術者の要件における「イ」が適用されないと考えてよろしいでしょうか。	仰せのとおりです。
14	JVの非代表者の増員配置技術者は、入札公告表-1のJVの非代表者の主任技術者又は監理技術者の要件と同じと考えてよろしいでしょうか。	仰せのとおりです。
15	発注仕様書にイメージアップの記載がありません。今回工事においてイメージアップの実施は求められていないと考えてよろしいでしょうか。実施が求められる場合は、その費用は共通仮設費に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	本工事の設計では、イメージアップ経費は計上しておりません。